

事務局長 (管理課長)				担当課長 (審査)		設計	
測 量 設 計 書							
年度・番号	令和 5 年度 第 2 号						
事業施行地	日高 <del>市</del> 日高川 町 佐井 地内 郡 <del>村</del>						
委託事業名	県営中山間総合整備事業佐井地区ほ場整備工事に伴う大芝遺跡発掘調査業務に係る航空写真 測量・基準点測量委託業務						
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	所要日数				日	
	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					日	
				公益 財団 和歌山県文化財センター 法人			
事業大要	撮影回数	ヘリコプター 回	ラジコンヘリコプター 4回	上段:原設計 下段:変更設計			
	撮影面積	m <sup>2</sup>	10,787.4 m <sup>2</sup>				
	図化面積	m <sup>2</sup>	埋蔵文化財課				
			1/50図化:	10,787.4 m <sup>2</sup>	1/200撮影		
			1/20図化:	m <sup>2</sup>	1/200撮影		
			1/20図化:	m <sup>2</sup>	1/200撮影		
1/50図化:	m <sup>2</sup>	1/200撮影					
測量基準点設置	3級:	点					
		4級:	4点				
		3級:	点				
		4級:	点				
設計金額	金 円						
	金 円						
			業務価格		円		
			消費税相当額		円		
			合 計		円		
					円		

# 総括表

2024/03/06

工 事 名	県営中山間総合整備事業佐井地区ほ場整備に伴う大芝遺跡航空写真測量・基準点測量委託業務		
施 工 場 所			
施 工 期 間	～	発 注 元	和歌山県 一般土木・港湾
省 庁 名	30和歌山県	担 当 者	
工 事 コード			
工 事 価 格		請 負 工 事 価 格	
工 事 内 容			
備 考 欄			

# 本工事費内訳書

県営中山間総合整備事業佐井地区ほ場整備に伴う大芝遺跡測量業務

2024/03/05

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量業務費	式	1			
基準点測量費	式	1			第0001号内訳表
航空写真測量・図化費	式	1			第0002号内訳表
直接測量費(旅費(率分)・日当宿泊料(率分)・安全費・電子成果品・成果検定費除く)	式				
直接経費	式	1			
安全費	式	1			
直接測量費	式	1			
間接測量費	式	1			
諸経費	式	1			
測量業務価格	式	1			
業務価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
業務委託料	式	1			

# 明細書

基準点測量費

2024/03/06

( 第0001号内訳表 )

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
4級基準点測量 全工程 永久標識設置無し 伐採無し 変化率0	点	4			1号代価表	[R5設計業務P1-2-5]
4級水準測量観測(レベル等による) 全工程 変化率0	km	1			2号代価表	[R5設計業務P1-2-12]
計	式	1				
1式当り						

# 明細書

航空写真測量・図化費

2024/03/06

( 第0002号内訳表 )

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
打合せ等 測量業務(空中写真測量)数値図化 打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ3回/業務	業務	1			3号代価表	[R5設計業務P1-2-70]
撮影計画準備費	式	1				
運航費(運搬費)	回	4				
カラー撮影費 1/200撮影	回	4				
滞留費	回	4				
写真処理・検査費 1/200撮影	m2	10,787.4				
標定図作成費	回	1				
対空標識設置費 1/200撮影 標定点測量含む	m2	10,787.4				
数値図化計画準備費 1/200撮影 1/50図化	m2	10,787.4				
数値図化費 1/200撮影 1/50図化	m2	10,787.4				
校正・数値編集費 1/200撮影	m2	10,787.4				
DMデータファイル作成費 1/200撮影	m2	10,787.4				
原図作成費 1/200撮影	m2	10,787.4				
縮小・編纂費 1/200撮影	m2	10,787.4				

# 明細書

航空写真測量・図化費

( 第0002号内訳表 )

2024/03/06

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
モザイク写真作成費 1/200撮影	m2	10,787.4				
計	式	1				
1式当り						

# 代 価 表

4級基準点測量 全工程 永久標識設置無し  
伐採無し 変化率0

( 1号代価表 )

2024/03/06  
35 点当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量主任技師	人	1				[R6.3]
測量技師	人	8				[R6.3]
測量技師補	人	8				[R6.3]
測量助手	人	8				[R6.3]
機械経費	%	3			諸雑費	
通信運搬費等	%	3.5			諸雑費	
材料費	%	2.5			諸雑費	
精度管理費	%	9			諸雑費	
計	式	1				
1点当り						

# 代 価 表

4級水準測量観測(レベル等による) 全工程  
 変化率0

( 2号代価表 )

2024/03/06  
 2 km当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量主任技師	人	0.1				[R6.3]
測量技師	人	0.8				[R6.3]
測量技師補	人	0.8				[R6.3]
測量助手	人	0.7				[R6.3]
機械経費	%	2.5			諸雑費	
通信運搬費等	%	1			諸雑費	
材料費	%	3.5			諸雑費	
精度管理費	%	9			諸雑費	
計	式	1				
1km当り						



# 代 価 表

打合せ等 測量業務(空中写真測量)数値図化

2024/03/06

打合せ(業務着手+中間打合せ+成果物納入) 中間打合せ3回/業務

( 3号代価表 )

1 業務当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
測量主任技師	人	2.5				[R6.3]
測量技師	人	1				[R6.3]
測量技師補	人	1.5				[R6.3]
計	式	1				
1業務当り						

埋蔵文化財発掘調査に伴う  
写真測量共通仕様書

(公財) 和歌山県文化財センター

## 共通仕様書目次

### 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 概要
- 第3条 適用
- 第4条 手続等
- 第5条 担当技術者
- 第6条 作業実施に当たっての留意点

### 第2章

- 第7条 要旨
- 第8条 計画準備
- 第9条 3級基準点の設置
- 第10条 4級基準点の設置

### 第3章

- 第11条 対空標識の設置及び水準測量
- 第12条 撮影計画準備
- 第13条 撮影日時
- 第14条 撮影条件
- 第15条 カメラステーション
- 第16条 撮影カメラ
- 第17条 撮影上の留意事項
- 第18条 仕様フィルム等
- 第19条 撮影終了後の措置

### 第4章

- 第20条 図化計画準備
- 第21条 空中三角測量
- 第22条 図化縮尺
- 第23条 数値図化
- 第24条 数値データ編集
- 第25条 校正・編集
- 第26条 原図作成
- 第27条 データファイル作成
- 第28条 モザイク写真

### 第5章

- 第29条 検査及び引渡し
- 第30条 納入成果品
- 第31条 その他

## 第1章 総則

### 第1条 目的

この仕様書は、（公財）和歌山県文化財センター（以下甲という。）が発注す埋蔵文化財発掘調査（以下「調査」という。）に伴う写真測量について、その作業方法等を定めることにより、その規格の標準化を図り必要な精度を確保することを目的とする。

### 第2条 概要

調査に伴う写真測量とは、調査によって検出された遺構及び遺構に伴う出土遺物を空中写真又は地上写真を用いて数値図化し、調査の記録を作成する作業をいい、遺構図の図化縮尺は、原則1/20または1/50とする。

### 第3条 適用

受託業者（以下乙という。）は、測量法等の関係法規、「国土交通省公共測量作業規程」（平成14年4月1日施行）によるほか、本仕様書並びに特記仕様書によるものとする。

- （1）本仕様書に示していない事項、並びに疑義が生じた場合は、その都度、甲若しくは甲の監督員（以下「監督員」という。）と協議して、その指示を受けるものとする。

### 第4条 手続等

乙は、委託契約締結後速やかに作業計画を作成し、業務計画書、管理技術者届、着手届等、甲が指定する必要な書類を提出し、その承諾を得なければならない。

- （1）乙は、作業開始に当たって、現場ごと作業段階ごとの具体的な実施計画書を作成し、監督員と協議した上、監督員に提出するものとする。実施計画書は測量基準点、撮影及び図化等について作成するものとする。
- （2）乙は、作業の性格上当然必要な事項、及び他の法令又は慣例によって履行しなければならない事項等で関係官公署等に対して交渉をするとき、又は関係官公署等から交渉を受けたときは遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとし、その指示により乙の負担のもとにこれを措置しなければならない。
- （3）乙は、実施計画の変更及び監督員等の協議内容について、その都度打合せ簿を作成し、監督員の承認を得るものとする。
- （4）乙は、契約時又は完了時において、契約金額500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）にフロッピーディスクにより又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。

### 第5条 担当技術者

本作業における各工程の担当技術者は、（公財）和歌山県文化財センター「埋蔵文化財調査に伴う写真測量資格基準」（以下「資格基準」という。）に掲げる技術者の資格に該当する者でなくてはならない。

## 第6条 作業実施に当たっての留意点

乙は、本作業の実施に当たって他人の土地に立ち入る場合はあらかじめ土地所有者の了解を得て紛争等の起こらないように留意しなければならない。また、地元住人との間に交通の障害、耕作物及び建物等について障害を与える等の紛争等を生じないように十分留意するとともに、紛争等が生じた場合には、すべて乙の責任において解決しなければならない。

- (1) 乙は、作業中に知り得た機密事項についてほかに漏らしてはならない。また、作業中に生じるすべての成果を、許可なくほかに公表又は貸与してはならない。
- (2) 乙は、本作業の遂行中監督員に対して、作業の進行状況を随時報告しなければならない。

## 第2章 基準点測量

### 第7条 要旨

本作業は、既知点（一等、二等、三等、四等三角点、および1・2級公共基準点等）に基づき、原則として結合多角方式または単路線方式により、3級、4級の新設点（以下「新点」という。）の水平位置を定める作業とし、あわせて標高を定める作業を含むものとする。

- (1) 水平位置を示す座標系は、平面直角座標系の第VI系を使用するものとする。
- (2) 高さの基準は、国家水準点及び和歌山県水準点の最新の成果（T.P.表示）、もしくは甲で指定する既知点の高さを基準とし、2点以上の既知点を検測して、その成果をもとに指定された級の水準測量に準じて往復観測を実施するものとする。
- (3) 本作業では、まず一～四等三角点もしくは公共基準点または甲の指定する既設の基準点から作業地域に所定の数の基準点、および測量杭を新設するものとする。
- (4) 新設点設置にあたって隣接地に甲が設けた既設点がある場合には、点検測量を行わねばならない。

### 第8条 計画準備

乙は、本作業の実施に当たり事前に現地調査を行い作業地内の配点状況と地形に適応した測量方法を決定し、基準点及び水準測量計画網図を作成して監督員の承認を得るものとする。

- (1) 網図の作成には1/25,000の地図を用いるものとし、その際に使用を予定している測量器材についても報告し承認を得るものとする。
- (2) 使用する既知点については、その成果簿あるいは点の記を用意して監督員に確認を求めるとともに成果報告の一部とする。
- (3) GPS測量を行う場合は、事前に監督員の承認を得るものとする。

### 第9条 3級基準点の設置

#### (1) 選点

- ①. 新点は、原則として作業地域内に設けるものとするが、視通良好、精度維持、後続作業の便宜、保全等を考慮してもっとも良好な位地に約200m毎に選定するものとする。  
あわせて将来の点検測量に備えるため作業地域内にも控え杭または引照点を設置して、

基準点の復元、継続作業時の取り付け点検測量が行えるように務めなければならない。

- ②. 選点はとくに指定する場合を除いて、任意の多角網として既知点から出発し、既知点に閉合することを原則とするが、やむをえない場合は監督員の承認を得て単路線とすることができる。
- ③. 新点については、一点以上の補助点を用意するものとし、後続作業に利用できるように配慮するものとする。

#### (2) 新点設置

- ①. 新点の設置場所が私有地または官公署有地の場合は、その所有者及び管理人の承認を得てから設置するものとする。
- ②. 点の記は、新点とその敷設のために新たに設定した点の所在地、地目、所有者（管理者）、順路、その付近の詳細なスケッチ、その他将来の作業に参考となる事項を記載し、写真を付するものとする。

#### (3) 観測及び計算整理

- ①. 使用機材は、（社）日本測量協会測量技術センター等の検定を受けたものを用いるものとする。
- ②. 観測精度及び計算許容範囲については、「作業規程」によるものとし、精度の維持に努めなければならない。
- ③. 観測手簿、計算簿、点の記、成果表、基準点・水準測量網図等を正しく整理し、監督員の要請があれば直ちに提出できるようにしておかねばならない。

### 第10条 4級基準点の設置

4級基準点の設置は、新設または既設3級基準点をもとに、約50m毎に設置するものとし、あわせて水準測量を実施するものとする。その設置にあたっては3級基準点の設置要綱に準じる。

- (1) 3級基準点が既知点として作業地域内に用意されている場合は、その成果について点検測量を行い、精度が十分に維持されていることを確認した上で、4級基準点の設置を始めることとする。
- (2) 点検測量の結果は、観測手簿と共に成果品として甲に提出する。点検測量中、異常が発見された場合、すみやかに監督員に報告し指示を待たなければならない。
- (3) 選点にあたっては、監督員の指示に従うものとする。
- (4) 新点については、同値のXもしくはY軸上に一点以上の補助杭を用意するものとする。
- (5) 新点設置後は、その成果についてすみやかに監督員に報告を行うものとする。

## 第3章 空中写真測量

### 第11条 対空標識の設置及び水準測量

選定点の配点は、原則として4m間隔で格子状に設置するものとし、点検測量を行うものとする。その精度は4級基準点に準ずるものとする。ただし、遺構・障害物の状況によっては、監督員と協議の上、配点するものとする。

- (1) 図化に必要な標高点は、既設の3級、または4級基準点等の成果にもとづき、直接

水準測量により行うものとする。

- (2) 水準測量を行うにあたっては、水準路線が閉合しているときには片道観測、閉合していないときは往復観測を行うものとする。その精度は4級水準測量に準ずるものとする。
- (3) 対空標識の形状は、方形または放射状とし、その大きさは写真上にて確認できる最小を保つ必要がある。色調は白色を標準とし、周辺の状況により明瞭に識別される色を塗色するものとする。
- (4) この基準点の配点は、1/250～1/1,000程度の配点図として図化し、各点の成果表とともに成果品として提出するものとする。

#### **第12条 撮影計画準備**

乙は、撮影の実施に当たり、事前に対象地区の地理条件等を観察し、撮影コース、撮影方向、撮影手順、カメラステーション、使用カメラ等の計画を作成し、監督員の承認を得るものとする。

#### **第13条 撮影日時**

撮影日時は、調査の進行に合わせて監督員が指示する。ただし、気象条件等やむを得ない事情により撮影条件が整わない場合は、協議の上監督員の指示によるものとする。

#### **第14条 撮影条件**

同一コースの撮影は、直線かつ等高度を維持するように努めるものとする。

- (1) 同一コース内における隣接写真間の重複は、コース方向に対しては60%以上、コース相互間においては30%以上とする。
- (2) 撮影に当たっては、撮影地の状況を事前に十分調査し、撮影作業実施における安全（高圧線、電柱、建物、樹木、地形等）の確認を行いその対策を講じなければならない。

#### **第15条 カメラステーション**

##### **(1) ヘリコプター**

ヘリコプターは、必要な撮影機材を装備し撮影士を搭乗させて低高度での撮影に適した安全飛行を行いうる性能を有するものとし、AS350B級を標準とする。乙は、運航撮影に当たって航空法による低空飛行申請を行うとともに、低空飛行に伴う騒音等について周辺住民の同意を得るものとする。

##### **(2) クレーン**

クレーンは、必要な撮影機材を安全かつ正確に撮影位置に懸垂支持できる性能を有するものとし、対象地の状況及び測量の内容に応じた適切な大きさの機種を使用するものとする。

- (3) 上記以外の方法で撮影を行う場合は、事前に監督員と協議を行わなければならない。

#### **第16条 撮影カメラ**

写真撮影に使用するカメラは「資格基準」に掲げる機種、又はそれと同等以上の性能を有するものとする。

- (1) カメラステーションをヘリコプターとする場合は、防震架台を装備しなければならない。

- (2) カメラレンズは「ツァイス社製RMK150/210、またはこれと同等以上のものとし、キャリブレーションデータ付きのものを使用しなければならない。

#### **第17条 撮影上の留意事項**

撮影の実施に当たっては、本作業の性格上、再撮影の実施が不可能である場合が多いことに留意し、明瞭な写真を撮影するよう努めなければならない。

- (1) 写真画面には、カメラステーションや雲の影等が写らないように努めなければならない。
- (2) 図化写真撮影の前後いずれかにおいて、フィルムサイズ6×7判を標準とするポジフィルムにより、対象地域全域を撮影する。

#### **第18条 使用フィルム等**

図化に使用するフィルム及び、その写真処理等については「作業規程」の運用基準に準拠するものとする。

#### **第19条 撮影終了後の措置**

本作業の性格上、フィルム及び写真の処理は撮影終了後できるかぎり速やかにを行い、写真の点検を行わなければならない。

- (1) 点検には、10倍ルーペ等を使用し、フィルムの圧底不良によるピント不良、カメラ振れ及び露光不足等を注意して行い、図化用写真として適否を直ちに監督員に報告しなければならない。図化用写真として使用できない場合には、乙の責任において再撮影を行わなければならない。
- (2) 図化用フィルムについては、速やかに二倍以上に引き伸ばしプリントを作成し、監督員に提出しなければならない。

### **第4章 数値図化**

#### **第20条 図化計画準備**

乙は図化作業に先立って、図郭割り、図式等について、監督員と協議するものとする。

- (1) 数値図化作業に当たっては、1/100程度の引き伸ばし垂直写真等を用い、図化範囲、画層、縮尺等について監督員と協議するものとする。

#### **第21条 空中三角測量**

調査対象の形状並びに地形等により評定点による測量、図化が作業上不都合となる場合は、空中三角測量によって図化用評定点を求めることができる。

- (1) 空中三角測量は、調査基準点によって図化用評定点を求めることができる。
- (2) 本作業の実施は、「作業規程」に準拠して行うものとする。ただし、接続標点における隣接モデル間のパスポイント及びタイポイントの較差は、水平位置及び標高とも対地高度の0.03%以内とする。

#### **第22条 図化縮尺**

図化縮尺は、原則として、完成原図と同一とする。

#### **第23条 数値図化**

図化に使用する解析図化機等は、「資格基準」に掲げる機種又はそれと同等以



上のものとし、さらに次の機能を有し検定を受けたものでなければならない。

- ①属性別にデジタルデータの入力が可能であること。
  - ②X、Y、Zの座標値の記録が可能であること。
  - ③時間間隔で0.3秒以内、距離間隔頭上1mm以内で座標値の連続測定が可能であること。
- (1) 数値図化データの取得間隔は、遺構については原則として頭上1mm以内、または0.3秒につき1点以上とし、描画の対象によっては、監督員の了解のもとにその間隔を広げることができる。その基礎データは監督員の求めに応じて提出しなければならない。
  - (2) 数値データは、別紙要項の画層表にしたがって、遺構、遺物、等高線等にわけて図化し、記録媒体に記録する。
  - (3) 遺構平面図の描画は、遺構上天端線及び下天端線の描出を原則とし、遺構の形状には、特に注意しなければならない。
  - (4) 標高単点の密度は図上5cm平方につき1点を原則とし、遺構については断面エレベーションが起こせるように測定するものとする。また、その数値表示はcm単位までとする。
  - (5) 図化精度は平面位置の中等誤差が図上 $\pm 0.3\text{mm}$ 以内、標高単点の精度は等高線間隔の1/5以内とする。
  - (6) 等高線間隔は1/50図化の場合は、手曲線10cm軽曲線50cm、1/20図化の場合は、主曲線5cm計曲線25cmを標準とし、その精度は等高線間隔の1/3以内とする。
  - (7) 主曲線間隔が図上5cm以上開く場合は、補助曲線を描き入れることとする。

#### 第24条 数値データ編集

数値データ編集は各種データを編集装置を用いて、データの接合・修正等の編集を行い、真位置座標データ（1次データファイル）として撮影単位ごとに記録媒体に記録する。また、数値編集装置は対話処理機能を有し、3次元の接合・追加修正ができるものを使用するものとする。

#### 第25条 校正・編集

校正・編集は、一次データファイルを複製したファイルを用いて行うものとし、編集は原則として一現場または面単位で行う。

- (1) 数値データを自動製図機等により指定の図化縮尺で出力し、速やかに監督員の校正を受けるものとする。
- (2) 出力図は、別紙要項に従い色分けして出力するものとする。
- (3) 校正は2回を基本とし、監督員の校正指示により調査の資料や成果の補描に基づいたデータファイルは監督員の検査を受け最終成果（納品データファイル）とする。

#### 第26条 原図作成

原図作成は、レーザー方式の自動製図機により編集データを図面ごとに図式等に従い描画するものとする。

- (1) 原図は、等高線・単独標高点の表現を変えた2種類の原図（遺構図・平面図）を作成するものとする。
- (2) 製図に使用する用紙は、ポリエステルシート110cm×80cm四六版、厚さ0.1mm（#400）、又はこれと同等以上のものとし、内図郭80cm×60cmを標準とする。

- (3) 図化原図の作成に伴う図郭の誤差は、図上において図郭線0.4mm以内、図郭の対角線0.6mm以内とする。
- (4) 遺構平面図の描画線の太さは、別紙要項に従うこと。
- (5) 整飾には、次の各号を表示するものとする。
  - ①表題（図名）、図郭割図及び番号
  - ②発注機関名及び受託業者名
  - ③撮影及び図化の諸元（NOTE）
  - ④座標原点、真北及び磁北、座標北との角度
  - ⑤縮尺及び方位、バースケール
- (6) 縮小図は、甲の指定する縮尺で出力するものとする。文字や等高線、標高点の表現については、監督員の指示に従い、編集・省略して出力するものとする。
- (7) 縮小図に使用する用紙は、ポリエステルシート厚さ0.1mm（＃400）又は、これと同等以上のものとする。

#### **第27条 データファイル作成**

データファイルは、一次データと最終データについて、DXFファイルに変換し、最終編集データについては、「平面図」「遺構図」の2種類のTIFFファイルを加えるものとする。

- (1) データファイルは、甲が指定する記録媒体に記録し、納品するものとする。

#### **第28条 モザイク写真**

特記仕様書により甲が指示した場合は、モザイク写真を作成するものとする。

### **第5章 その他、検査及び成果品**

#### **第29条 検査及び引き渡し**

乙は、業務を完了したときは完了届けを甲に通知し、検査を受けなければならない。納入成果品について甲が検査を行うものとする。

- (1) 前項の検査、あるいは乙の責に帰すべき事由により手直し修正のある場合は、乙の責任において速やかに修正しなければならない。また、作業完了後、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所等が発見された場合は、乙の責任において速やかに処置しなくてはならない。

#### **第30条 納入成果品**

成果品の納入は、以下の(1)～(3)をそれぞれ別綴じにし、別に成果品一覧表を提出するものとする。なお、成果品一覧表においては、各縮尺図ごとに納入図面枚数を正確にカウントして記載し、成果品を納める角筒（一辺12～13cm程度）にも筒ごとに図面の種類と番号、枚数を表示するものとする。

- (1) 基準点測量成果品は、正副の各1部を提出するものとする。その内容は下記のとおりとし、1部（正）は黒表紙とする。
  - ①基準点・水準測量網図一式（1/25,000地図図使用）
  - ②成果表一式
  - ③点の記一式

- ④観測手簿一式（点検測量を実施した場合はその手簿を含む）
  - ⑤計算簿一式
  - ⑥精度管理表一式
  - ⑦使用機材検定書一式
  - ⑧新設点配点図（1/250～1/1,000）一式
  - ⑨その他（使用既知点の成果簿・点の記等）
- (2) 空中測量成果品（その1）は正副各1部を提出するものとする。その内容は下記のとおりとし、1部（正）は黒表紙とする。
- ①配点図（標定図）一式
  - ②標定点測量成果一式
  - ③観測手簿一式
  - ④計算簿一式
  - ⑤精度管理表一式
  - ⑥図化評定記録簿一式
  - ⑦使用機材の報告
    - ・使用航空機名
    - ・撮影カメラ名・レンズ名
    - ・図化機名（1年以内の検定証明書の写しを添付）
    - ・測量機材（1年以内の検定証明書の写しを添付）
- (3) 写真測量成果品（その2）の提出は内容は下記のとおりとする。
- ①撮影フィルム 一式
  - ②密着写真 一式（正副 各1部）
  - ③原図 一式（平面図・遺構図・縮小図 各1部）
  - ④カラー出力図（平面図・遺構図・縮小図 1部仮綴）
  - ⑤データファイル 一式（使用画層表2セット・一次データファイル1セット・最終編集データファイル2セット）
  - ⑥調査地斜め写真 一式（6×7カラーリバーサル）
  - ⑦使用画層表

### 第31条 その他

納入成果品の内、撮影フィルムその他の甲が指示する資料は、甲の返却要求のあるまで、乙において善良な管理の下に無償で保管し、許可無くして他に利用してはならない。なお、それらの資料については保管証を提出すること。

[図化作業整飾例]

図面番号	標題	図郭割り
受託業者名		方位 発注機 関名
NOTE	縮尺 バースケール	図面番号

NOTE : 撮影年月日・使用カメラ・等高線間隔・図化年月日・使用図化機

# 県営中山間総合整備事業佐井地区ほ場整備工事発掘調査に伴う大芝遺跡に係る航空写真測量・基準点測量委託業務

## 特記仕様書

### 1. 総則

本仕様書は、県営中山間総合整備事業佐井地区ほ場整備工事発掘調査に伴う大芝遺跡に係る航空写真測量・基準点測量委託業務について適用するものである。

### 2. 航空写真撮影委託業務は、契約期間内に業務を実施すること。本作業は、共通仕様書（基準点測量除く）に基づいて行うものとする。

### 3. 業務の概要

業務実施地は別添図のとおりとする。航空写真撮影対象地は、土工1～4の合計調査面積10,787.4㎡である。

#### 航空写真撮影業務

1. 土工1～4において、ラジコンヘリコプターを用いた航空写真撮影を各1回実施すること。
2. 撮影日時・撮影方向は、監督員の指示に従うこと。天候・調査工程により撮影日時を変更する場合がある。

### 4. 記録媒体

記録媒体としてCD-R、又はDVD-Rを使用するものとする。

### 5. その他

モザイク写真をTIFFおよびJPEG形式にて作成する。

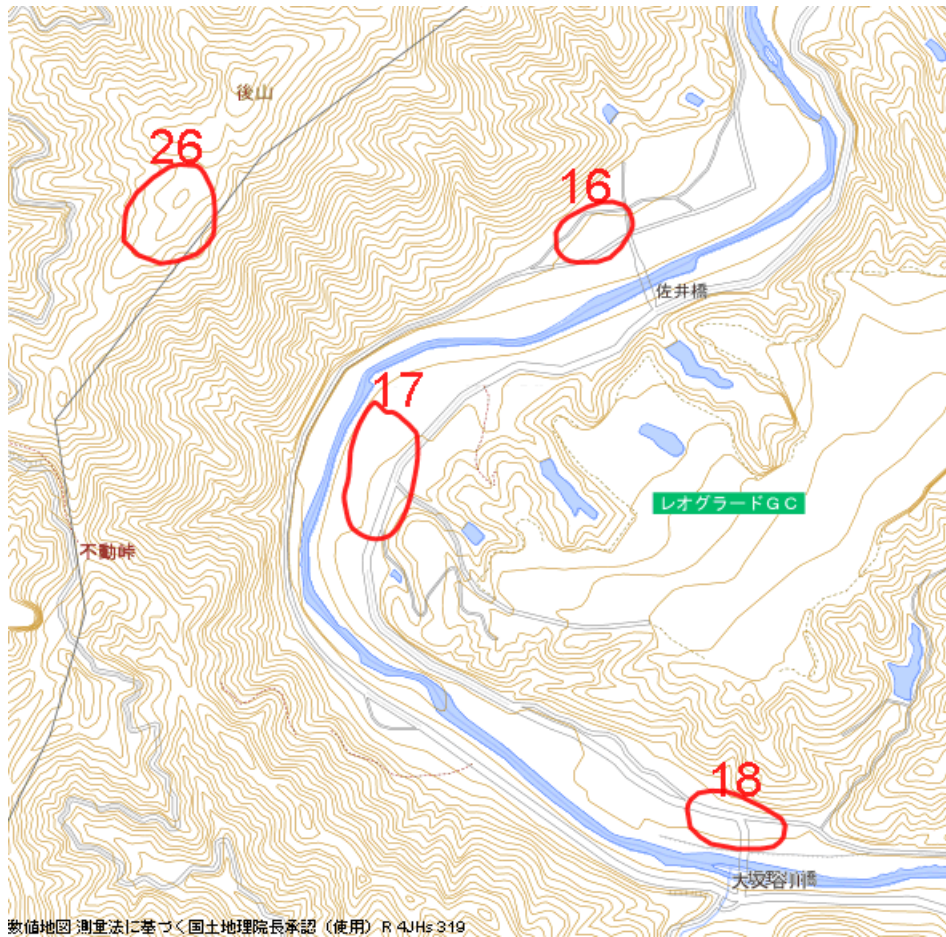


図1 大芝遺跡位置図(日高郡日高川町佐井地区)

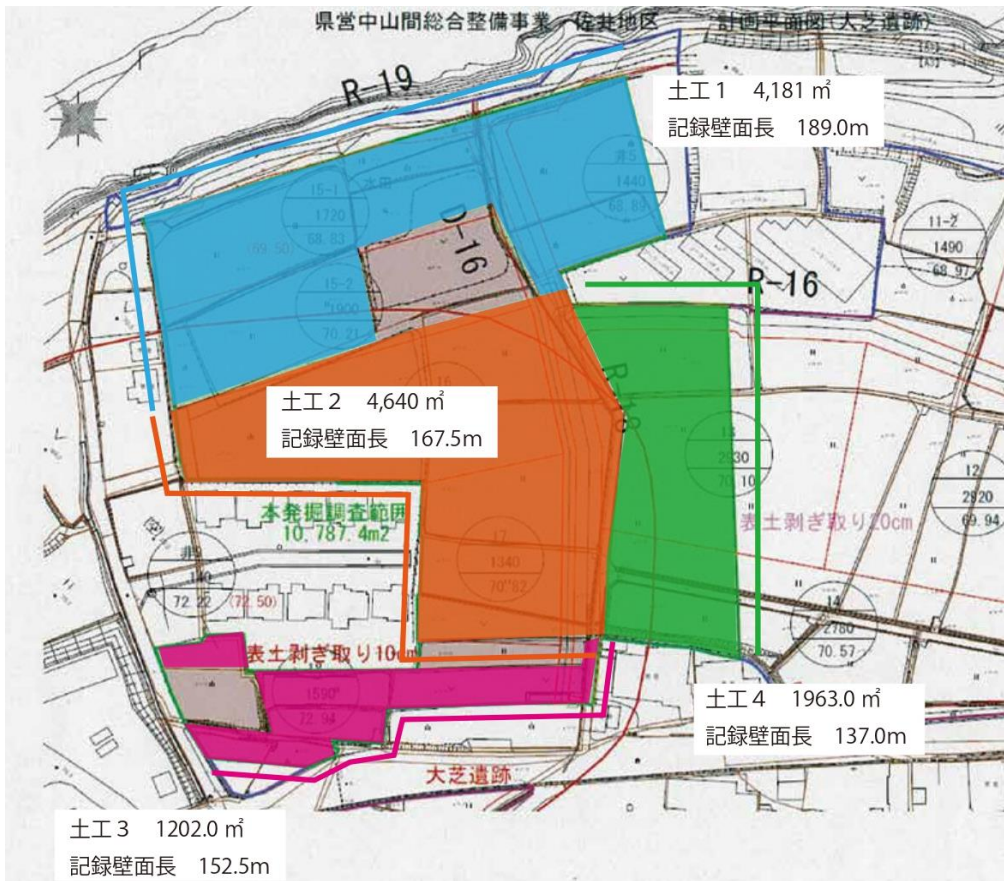


図2 大芝遺跡土工予定図